プレコン制度願出書

受付日　平成　年　月　日

相談者（設計者）	会社名 氏名	㊞	建築士資格・番号	（　級）建築士(大臣・　知事）第　号
			電話番号	（　　）
			ＦＡＸ又はメール	
建築主名				
建築物の所在地	寝屋川市			
主要用途	・一戸建ての住宅　・特殊建築物（　　）　・その他（　　）			
工事種別	・新築　・増築　・用途変更　・その他（　　）			
建築物概要	造　階建て　延べ面積　㎡　・耐火建築物　・準耐火建築物（　　）　・その他建築物			
添付図書	・附近見取図　・配置図　・平面図　・立面図　・断面図・その他（　　）			

相談内容の公開について

私 相談者（設計者）は、建築主、相談者名及び建築物の所在地以外の相談内容について、特定行政庁等のホームページ等に公開することについて同意します。

＊本制度は建築確認の申請前において、法令適合性につき相談のあった条項のみに関して、相談者（設計者）の法令解釈等が適切かどうかを回答するものです。

＊計画建築物（個別案件に限る）の法令適合性について、疑義のある条項の相談内容、相談者（設計者）自身の見解及びその根拠について必ず記載してください。

条項名	相談内容	見解及びその根拠（必ず記入）

【留意事項】相談者は、次の各号に留意すること。

1 プレコン制度による回答結果を総合的に判断し、自らの責任において、計画建築物が法規定全般に適合するよう確認申請書を作成すること。

2 プレコン制度による回答は、個別案件における法令適合性について、疑義のある条項の法令解釈に関してのみ有効とし、他案件の一般的解釈事項としての取扱いはしないこと。

3 法令、告示、地方自治法の規定に基づく国の技術的助言等の改正により、プレコン制度による回答が事後的に無効となる場合があること。